

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法 第26条、第27条第1項、第55条の5	現行外為法に基づき、外国投資家かどうかの判断は、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接又は間接に保有される議決権の合計が50%を超えるものに関しては、一人又は1社あたりの持ち分比率に関係なく、総数で50%以上であれば、「外国投資家」とみなしている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告についても、国際収支統計に使用したり事業所管官庁において取引の実態を把握するためには必要であり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。		1A150001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外」	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であると思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に合わせた対応が望まれる。	
外国為替及び外国貿易法 第26条、第27条第1項、第55条の5	現行外為法に基づき、外国投資家かどうかの判断は、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接又は間接に保有される議決権の合計が50%を超えるものに関しては、一人又は1社あたりの持ち分比率に関係なく、総数で50%以上であれば、「外国投資家」とみなしている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告についても、国際収支統計に使用したり事業所管官庁において取引の実態を把握するためには必要であり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。		1A150001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。		
関税暫定措置法第2条第1項	高硫黄C重油の関税率は、3,202円/KLである。	b		平成18年度以降の高硫黄C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。		1A150002	経済産業省(ハイサルファーC重油の関税引き下げ・早期撤廃)	C重油輸入規制の撤廃	5034	5034A030	1	(社)関西経済連合会	30	C重油輸入規制の撤廃	関税の引き下げ		C重油には、高硫黄品で3,202円/Kと他の石油製品を大幅に上回る輸関税がかかっている。又、C重油を輸入する場合90日分の備蓄義務も課せられていることから、実質、高硫黄C重油の輸入は、国内の石油精製会社に限定されている。一般需要家がC重油を輸入することは困難な状況であることから、日本の高硫黄C重油の価格は、海外諸国と比べ割高となっている。規制を軽減、撤廃することで輸入が促進され、日本の高硫黄C重油価格が海外と同等の水準となれば、日本のエネルギーの国際競争力も高まる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
関税暫定措置法第2条第1項	高硫黄C重油の関税率は、3,202円/KLである。	b		平成18年度以降の高硫黄C重油関税の在り方については、平成17年度未だに見直しを行う。		:A150002	経済産業省	ハイサルファーC重油の関税の早期撤廃	5053	5053A209	1	(社)日本経済団体連合会	209	ハイサルファーC重油の関税の早期撤廃	2006年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、2005年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止する方向で早期に結論を出すべきである。		ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。例えば、紙・パルプ業界では、2003年のC重油消費量は3,498,816kLであり、紙・板紙の生産量は30,457,986トンであった。C重油1kL当たり3,202円の関税が撤廃されれば、紙1トンにつき約368円のコストが軽減されることになる。	ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。
石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条	(1)我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、すべての油種を対象に備蓄の義務を課している。(2)我が国は、原油5,100万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		(1)石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。 (2)エネルギーセキュリティの観点からは、一般工業用の自家消費分であるうと備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなるおそれがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。 (3)国際的にも、IEA加盟国は、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず、純輸入量の90日分の備蓄義務が課せられているため、多くの加盟国において、民間企業の自家消費用の輸入に対しても備蓄義務が課せられている。 (4)なお、備蓄義務を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。 (5)国家備蓄と民間備蓄の適切な水準については、現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会において審議中であるが、自家消費を目的とする輸入に対する備蓄義務を軽減、免除するという方向にはなっていない。		:A150003	経済産業省(自家消費を目的とするC重油備蓄義務の軽減・免除)	C重油輸入規制の撤廃	5034	5034A030	2	(社)関西経済連合会	30	C重油輸入規制の撤廃	備蓄義務の規制軽減、廃止		C重油には、高硫黄品で3,202円/Kと他の石油製品を大幅に上回る輸入税がかかっている。又、C重油を輸入する場合90日分の備蓄義務も課せられていることから、実質、高硫黄C重油の輸入は、国内の石油精製会社に限定されている。一般需要家がC重油を輸入することは困難な状況であることから、日本の高硫黄C重油の価格は、海外諸国と比べ割高となっている。規制を軽減、撤廃することで輸入が促進され、日本の高硫黄C重油価格が海外と同等の水準となれば、日本のエネルギーの国際競争力も高まる。	
石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条	(1)我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、すべての油種を対象に備蓄の義務を課している。(2)我が国は、原油5,100万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		(1)石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。 (2)エネルギーセキュリティの観点からは、一般工業用の自家消費分であるうと備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなるおそれがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。 (3)国際的にも、IEA加盟国は、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず、純輸入量の90日分の備蓄義務が課せられているため、多くの加盟国において、民間企業の自家消費用の輸入に対しても備蓄義務が課せられている。 (4)なお、備蓄義務を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。 (5)国家備蓄と民間備蓄の適切な水準については、現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会において審議中であるが、自家消費を目的とする輸入に対する備蓄義務を軽減、免除するという方向にはなっていない。		:A150003	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減・免除	5053	5053A210	1	(社)日本経済団体連合会	210	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減・免除	自家消費を目的とする需要家の石油製品等の輸入に関して、備蓄義務を軽減、免除すべきである。		石油等の備蓄については、エネルギーセキュリティの観点から「有事の際に一般消費者の生活に影響を与えないこと」をベースに考えるべきである。その観点からすると、一般工業用で企業が自家消費することを目的に石油製品等を輸入する場合については、企業の自己責任で対応すべきものであり、制度として包括的な備蓄義務を課する必要はない。 自家消費のための輸入にまで備蓄義務が課されている現在、輸入量をベースに換算される備蓄義務が課されていることが、海外の事業者と比べて高コストの要因となっている。自家消費を目的とする需要家と一般の石油精製業者等とを区別し、前者については、制度の趣旨にかながみ、備蓄義務の免除あるいは軽減を図るべきである。 また、本来的には、国際的な備蓄水準の確保は国家備蓄をその基軸として考えるべきであり、民間事業者の過度の負担によって達成されるべきものではない。現在、政府の総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会において、国家・民間を併せた備蓄のあり方について、総合的な見直し作業が始められたところであり、この機を捉え、自家消費用C重油の備蓄義務の軽減・免除についても、前向きに検討すべきである。	石油備蓄の確保等に関する法律第5条ならびに第6条により、石油精製業者等は、前12ヶ月の石油生産量、販売量、輸入量などの70日分を基準備蓄量とする備蓄義務が課されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
鉱業法第63条 「経済産業局長の処分に係る標準処理期間に関する規程」	鉱業権者は、鉱業法第63条により、事業を着手する前に、施業案を定め、採掘権の場合は経済産業局長の認可を受けること又は試掘権の場合は経済産業局長への届出が義務づけられている。 施業案の標準処理期間については、「経済産業局長の処分に係る標準処理期間に関する規程」において、3か月(電子申請の場合は2月)と定めている。 また、経済産業局長は、施業案の認可手続きの過程で、産業保安監督部長に協議しなければならない。	処理期間の明文化:e 処理期間の短縮:c	-	施業案は、掘採、選鉱、製錬、運搬等の方法、操業上の危害予防に関する事項等を記載した施業の実施計画であることから、鉱業の実施が公益に反しない形で実施されることを担保するためには、実施計画の内容について経済産業局及び産業保安監督部において、慎重に審査を行う必要がある。 審査を十分にに行い施業案の内容を適正ならしめるためには、必要に応じて現地調査の実施、採掘計画区域及びその周辺地域の状況(鉱区禁止区域、鉱業法第64条に定める施設の有無、他法令の規制状況等)の調査、計画内容について申請者に対して改善を求める等の調整過程が発生することとなる。 施業案認可までに2か月程度の期間がかかっているところご指摘については、施業案の内容が多岐に渡っており、専門性も高いため、単なる文書上の記載内容の確認に止めることが困難であること、近年、鉱業の実施について近隣住民等関係者の関心も高まっていること等をかんがみれば、経済産業局及び産業保安監督部における、施業案の審査については、十分な情報を収集、解析した上で認可の適否を判断する必要があり、現行の標準処理期間は妥当と考えている。		:A150004	経済産業省	鉱業法に基づく施業案の認可に係る処理期間の明文化と処理の迅速化[新規]	5053	5053A212	1	(社)日本経済団体連合会	212	鉱業法に基づく施業案の認可に係る処理期間の明文化と処理の迅速化[新規]	施業案の認可の申請・受理から経済産業局長の認可が出るまでの標準処理期間を定めるとともに、当該処理期間を出来るだけ短縮すべきである。	行政手続法第6条により、行政庁は申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることが規定されている。 現在、施業案については申請から認可に至るまで、2ヶ月程度かかっている。申請後、申請者側は作業に着手できる状況になっているにもかかわらず、認可が下りないために1ヶ月以上認可が下りないという事例もある。施業案の認可申請から認可にいたるまでのプロセスについての予見可能性を高めるとともに、処理期間を出来るだけ短縮するよう努めることにより、採掘事業の効率性を高めることが求められる。	採掘権者は、鉱業法第63条第2項により、事業に着手する前に施業案を定め、経済産業局長の認可を受けなければ出来ない。	
鉱業法第63条 「経済産業局長の処分に係る標準処理期間に関する規程」	鉱業権者は、鉱業法第63条により、事業を着手する前に、施業案を定め、採掘権の場合は経済産業局長の認可を受けること又は試掘権の場合は経済産業局長への届出が義務づけられている。 施業案の標準処理期間については、「経済産業局長の処分に係る標準処理期間に関する規程」において、3か月(電子申請の場合は2月)と定めている。 また、経済産業局長は、施業案の認可手続きの過程で、産業保安監督部長に協議しなければならない。	処理期間の明文化:e 処理期間の短縮:c	-	施業案は、掘採、選鉱、製錬、運搬等の方法、操業上の危害予防に関する事項等を記載した施業の実施計画であることから、鉱業の実施が公益に反しない形で実施されることを担保するためには、実施計画の内容について経済産業局及び産業保安監督部において、慎重に審査を行う必要がある。 審査を十分にに行い施業案の内容を適正ならしめるためには、必要に応じて現地調査の実施、採掘計画区域及びその周辺地域の状況(鉱区禁止区域、鉱業法第64条に定める施設の有無、他法令の規制状況等)の調査、計画内容について申請者に対して改善を求める等の調整過程が発生することとなる。 施業案認可までに2か月程度の期間がかかっているところご指摘については、施業案の内容が多岐に渡っており、専門性も高いため、単なる文書上の記載内容の確認に止めることが困難であること、近年、鉱業の実施について近隣住民等関係者の関心も高まっていること等をかんがみれば、経済産業局及び産業保安監督部における、施業案の審査については、十分な情報を収集、解析した上で認可の適否を判断する必要があり、現行の標準処理期間は妥当と考えている。		:A150004	経済産業省	鉱業法に係る「受理」「認可」手続きの効率化、迅速化	5090	5090A002	1	石油鉱業連盟	2	鉱業法に係る「受理」「認可」手続きの効率化、迅速化	施業案の「受理」「認可」手続き等に関する、処理期間を明文化することを含め迅速化を図る。	処理期間が長期化し、実作業に支障が出たケース(作業開始予定日の直前まで認可がおりなかったケース等)がある。		
鉱業法第14条	鉱業法第14条第3項に、「鉱区の面積は、350ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定されているが、鉱業法の施行に係る基本通達中に「試掘鉱区であっても、鉱物の合理的開発上必要がある場合には最高面積を超えることを認めると定められているところである。また、別の個別通達において、海底の区域における石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権を採掘権に転換する場合については、上記法第14条第3項但書の適用に係る現行運用を緩和して、最高面積を超える鉱区面積を設定してもよいとされている。 このような通達の趣旨にかんがみれば、特定の鉱業権者に広範な区域を独占せしめることを避けて機会均等を図る第14条の制度趣旨に反することなく、また鉱物の合理的開発上やむを得ない場合には、試掘鉱区(海底か陸上かを問わず)についても最高面積を超える鉱区を設定することを妨げるものではない。 ただし、1鉱区当たり面積の3500ヘクタールへの拡大要望については、特定の鉱業権者に広範な区域の独占を容易にし、第14条の制度趣旨を否定するものであることから、相当の合理的な説明がなされない限り対応困難である。 なお、大量の鉱業権を管理する上で、鉱業権者において煩雑と感じている事務手続の改善について、相互に話し合いの場を設けることとしたい。	d	-	鉱業法第14条第3項に「鉱区の面積は、350ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定されているが、鉱業法の施行に係る基本通達中に「試掘鉱区であっても、鉱物の合理的開発上必要がある場合には最高面積を超えることを認めると定められているところである。また、別の個別通達において、海底の区域における石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権を採掘権に転換する場合については、上記法第14条第3項但書の適用に係る現行運用を緩和して、最高面積を超える鉱区面積を設定してもよいとされている。 このような通達の趣旨にかんがみれば、特定の鉱業権者に広範な区域を独占せしめることを避けて機会均等を図る第14条の制度趣旨に反することなく、また鉱物の合理的開発上やむを得ない場合には、試掘鉱区(海底か陸上かを問わず)についても最高面積を超える鉱区を設定することを妨げるものではない。 ただし、1鉱区当たり面積の3500ヘクタールへの拡大要望については、特定の鉱業権者に広範な区域の独占を容易にし、第14条の制度趣旨を否定するものであることから、相当の合理的な説明がなされない限り対応困難である。 なお、大量の鉱業権を管理する上で、鉱業権者において煩雑と感じている事務手続の改善について、相互に話し合いの場を設けることとしたい。		:A150005	経済産業省	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	5053	5053A213	1	(社)日本経済団体連合会	213	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	海上での石油・天然ガス試掘権及び採掘権の鉱区面積の上限を3,500ヘクタールまで拡大すべきである。	海洋での採掘においては、広い範囲にわたって試掘権の出願をせざるを得ず、現行では必然的に出願件数が多くなるを得ない。そのため、手続が煩雑になるとともに、手数料(1件につき61,700円)や登録免許税(1件につき90,000円)などの負担が重くなっている。鉱物の合理的開発上やむを得ない場合は面積を超過しても試掘権・採掘権が付与されることになっているが、実際には上限をわずかに上回る程度しか面積超過が認められていない。 諸外国においては、このような小規模な鉱区設定の制度は設けられておらず、比較的細かく(鉱区設定がされている英領北海ですら1ブロックは約250平方キロである。	鉱業法第14条により、1鉱区の面積の上限は350ヘクタールとなっている。ただし、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りではないとされ、鉱業法施行規則第5条により面積超過の場合の手続が定められている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
鉱業法第14条	鉱業法第14条第3項に、「鉱区の面積は、350ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。」と規定されているが、鉱業法の施行に係る基本通達中に「試験鉱区であっても、鉱物の合理的開発上必要がある場合には最高面積を超えることを認める。」と定められているところである。また、別の個別通達において、海底の区域における石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを目的とする試験権を採掘権に転換する場合については、上記法第14条第3項但書の適用に係る現行運用を緩和して、最高面積を超える鉱区面積を設定してもよいとされている。	d	-	このような通達の趣旨にかながみれば、特定の鉱業権者に広範な区域を独占せしめることを避けて機会均等を図る第14条の制度趣旨に反することなく、また鉱物の合理的開発上やむを得ない場合には、試験鉱区(海底か陸上かを問わず)についても最高面積を超える鉱区を設定することを妨げるものではない。 ただし、1鉱区当たり面積の3500ヘクタールへの拡大要望については、特定の鉱業権者に広範な区域の独占を容易にし、第14条の制度趣旨を否定するものであることから、相当の合理的な説明がなされない限り対応困難である。 なお、大量の鉱業権を管理する上で、鉱業権者において煩雑と感じている事務手続の改善について、相互に話し合いの場を設けることとしたい。		1A150005	経済産業省	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	5090	5090A001	1	石油鉱業連盟	1	鉱業法に定める鉱区面積の拡大	現行の350haを上限とする鉱区面積を、陸上は据え置き、海上での上限を10倍の3500haとする。		海洋で石油・天然ガスの探鉱を行うに当たっては、広い範囲にわたって試験権の出願をせざるを得ず、現行では必然的に出願件数が多くなる。そのため、手続きが煩雑になるとともに、手数料(1件61,700円)、登録免許税(1件90,000円)の負担が重くなっている。	
中小企業等協同組合法(以下、「組合法」)	中小企業等協同組合法(以下、「組合法」)で規定される共済事業は、事業協同組合が行う共済事業と火災共済組合が行う火災共済事業がある。火災共済組合が行う火災共済事業については、保険業法の規定を準用、事業協同組合が行う共済事業については、組合法に基づき、相互扶助の精神のもとで自発的に事業を行う組合の特徴を踏まえ、必要な規制を行っている。	c		中小企業組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うための組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。 協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したもので、このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。 なお、非常に多くの組合員を有する組合等においては、相互扶助の理念に基づくガバナンスが機能しにくくなっているのではないかと、その指摘もあり、共済事業を行うものも含め中小企業組合の健全性・透明性を担保するための制度のあり方について、現在検討しているところ。		1A150006	厚生労働省 経済産業省 農林水産省	共済と民間保険会社間の平等な競争環境の確立	5101	5101A001	1	在日米商工会議所	1	共済と民間保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と民間保険会社との間に規制面で平等な競争環境を確保すること。平等な競争環境を達成するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、民間保険会社と同水準の課税を行うこと。契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと。金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制の対象とすること。	平等な競争条件の確保と適切な監督・規制により消費者保護が図られる。	制度共済は根拠法に基づく主務官庁の監督を受けているが、民間保険会社を監督している金融庁のそれと比較すると透明性が低く、適用において厳格性に劣る。金融庁は財務の健全性・ルール遵守、リスク管理を含めてこれら制度共済を監督する権限をもっており、民間保険会社と平等な条件での規制下に置くことができない。 日本政府は「サービス貿易に関する一般協定」(GATS)の下で保険・保険関連サービスを含む金融サービスに関して具体的な合意事項を採決している。これらの合意事項は共済を例外とすることを認めていないにも関わらず、政府は共済に対して競争上重大な優遇措置をとりつけており、GATS上深刻な問題となっている。日本政府は、GATS上の義務に従い、実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対し、民間保険会社と同じ規制、つまり保険業法に基づく規制およびガイドラインの下で金融庁の完全な監督下に置く必要がある。	県民共済、JA共済、全労済などの根拠法のある制度共済は、根拠法に基づく主務官庁の監督下にあるが、民間保険会社に対して適用される規制との整合性が取れていないため、不平等な取扱となっている。それにもかかわらず、共済は民間保険会社が提供する商品と直接競合する生損保商品、第三分野商品を幅広く販売している。
中小企業等協同組合法(以下、「組合法」)	中小企業等協同組合法(以下、「組合法」)で規定される共済事業は、事業協同組合が行う共済事業と火災共済組合が行う火災共済事業がある。火災共済組合が行う火災共済事業については、保険業法の規定を準用、事業協同組合が行う共済事業については、組合法に基づき、相互扶助の精神のもとで自発的に事業を行う組合の特徴を踏まえ、必要な規制を行っている。	c		中小企業組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うための組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用しあうという制度であることから、不特定多数の者を対象に全国域で行われている保険業とは性格が異なる。このため、このような組合の特徴を踏まえた独自の規制が必要である。 協同組合が法人税率上優遇されているのは、組合員の相互扶助の理念により共同で事業を行う法人であり、民間の会社とは異なった目的・性格を有する組織であることに着目したもので、このため、協同組合が保険に相当する「事業」を行っているという側面だけを捉えて比較するのは適当ではない。 なお、非常に多くの組合員を有する組合等においては、相互扶助の理念に基づくガバナンスが機能しにくくなっているのではないかと、その指摘もあり、共済事業を行うものも含め中小企業組合の健全性・透明性を担保するための制度のあり方について、現在検討しているところ。		1A150006	厚生労働省 経済産業省 農林水産省	制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立	5124	5124A001	1	外国損害保険協会(FNLIA)	1	制度共済と保険会社間の平等な競争環境の確立	制度共済と保険会社の双方に規制面で平等な競争環境を確保すること。平等な競争環境を達成するために実質的に不特定多数の人に販売している制度共済に対して、民間保険会社と同水準の課税を行うこと。契約者保護のためのセーフティネットの整備を行うこと。金融庁の監督下に置き、保険会社と同様の規制を確保すること。	県民共済、農協(JA)共済、全労済などの根拠法のある制度共済は、それぞれの主務官庁の監督下にあるが、保険会社に対して適用される規制との整合性がなく、不平等な取扱となっている。それにもかかわらず、共済は保険会社が提供する商品と直接競合する生損保商品、第三分野商品を幅広く販売している。平等な競争条件の確保と適切な監督・規制により消費者保護が図られる。	制度共済は根拠法に基づく主務官庁の監督を受けているが、民間保険会社を監督している金融庁のそれと比較すると透明性に劣る。金融庁は財務の健全性・ルール遵守、リスク管理を含めてこれら制度共済を監督する権限を持つ必要がある。 現在の制度共済の例外的監督は「サービス貿易に関する一般協定」に違反する恐れがある。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		:A150007	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		:A150007	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		:A150007	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等の際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払として行っているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		:A150007	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
高圧ガス保安法コンビナート等保安規則第5条第1項第14号、高圧ガス保安法及び関係省令の適用及び解釈について(通達)	可燃性ガスの製造設備は、その外面から火気を取り扱う施設に対しハメートル以上の距離を有しなければならない。ただし、「工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆1979)」(独立行政法人産業安全研究所技術指針)等の規定に基づき設置された防爆型の電気設備については、当該「火気を取り扱う施設」には該当しない。	c	-	非防爆型の電気設備については、スパーク発生により着火源となるおそれへの対策が講じられていないことから、火気と同様に取り扱いすべきである。		:A150008	経済産業省	「火気を取り扱う施設」として、非防爆の電気設備の適用除外	5006	5006A001	1	日本化学工業協会 経済委員会 規制緩和検討部会	1	「火気を取り扱う施設」として、非防爆の電気設備の適用除外	高圧ガス保安法「コンビナート等保安規則第5条1項14号」に係る、「火気を取り扱う施設」に非防爆の電気設備が含まれることの「通達の一部改正について(平成12年3月28日付立局第1号)」について、電気設備の適用除外を要望する。		電気設備については、従来から「独立行政法人 産業安全研究所 技術指針 工場電気設備防爆指針」を基に、可燃性ガス設備周囲の危険度の高い区域に応じて、防爆エリア、一定の保安距離の確保及び防爆機能を設定しており保安確保は図られている。改正により、工場電気設備防爆指針に関わらず、上乗せ的に8mの距離確保の規制がかかることは必要なく、防爆指針の実施で十分と考える。	
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第4条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、輸出入貿易管理令別表第2の35の2 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」(環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号)	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出入貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。ただし、現在まで当該船舶に関して承認申請の実績はない。	c	-	・有害物質の種類・分量が分からぬまま当該船舶が他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約では廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、バーゼル法等の手続きを行わず輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 ・解撤目的船舶の取扱いについて、バーゼル条約締約国会議での議論が結論に達しておらず、国際海事機関、国際労働機関を交えた検討が行われているのは事実であるが、今のところ結論は見えていない状況にあり、バーゼル条約で規制する有害物質を含む船舶を解撤目的として輸出するに際して、現行のバーゼル条約及びバーゼル法で解釈しうる措置を行うことが必要である。 ・また、実質的に解撤目的での輸出が困難とのことだが、有害物質の種類や分量については、アスベストやPCB等想定される有害物質について含まれていると考えられる箇所についてサンプル試験等により含有状況を把握することは可能と考えられ、バーゼル法の手続きを経れば輸出は可能であることから、同法に基づく手続きを踏まれることが必要と見られる。		:A150009	環境省 経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5022	5022A005	1	社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」)を所管する各官庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	有害廃棄物の国境移動を規制するバーゼル条約は、その制定当時国境を越えて自由に活動する船舶をその対象とすることが考慮されていなかったため、船舶に適用した場合、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器に含まれる有害物質の除去を求められることがあるなど、多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議では同条約を船舶に適用することについて明確な結論を出しておらず、国際海事機関、国際労働機関と協議しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船への適用を決定しており、実質的に同船舶の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特許法	受託者は損害賠償請求できるが、特許法102条第1項又は第2項に基づく損害賠償請求額の推定は及ばない。	b		受託者による損害賠償請求に係る問題等を含め、知的財産信託の活用促進に向けた検討を本年度から行う予定。	実施権の取得を親会社等の受託者が行えない問題は、信託法改正の議論の中で検討されている。	1A150010	経済産業省 金融庁	グループ企業内信託における、知的財産活用に関する制度の見直し	5026	5026A005	1	社団法人日本産業機械工業会	5	グループ企業内信託における、知的財産活用に関する制度の見直し	信託業法が改正され、知的財産も信託の対象になったが、信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用を円滑に行うことができるよう、関連諸制度を整備いただきたい。		グループ企業内で知的財産を集中管理・活用するには信託を用いた手法が有効であるが、特許侵害者に対する損害賠償請求や実施権の取得等を親会社等の受託者が行えない問題がある。グループ企業内信託で特許権を円滑に活用できるよう、特許法や信託業法の改正を講じていただきたい。	参考資料3:「決議」(平成17年6月19日 社団法人日本産業機械工業会 通常総会)2. 製造業の競争力強化対策(4) [p.2]
中小企業信用保険法施行令第1条の3	平成17年7月12日の政令改正等により、信用保証協会の保証付債権の譲渡対象先に再生ファンド及びサービスサーを追加したところ。	d		平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、今般政令改正等を行い、保証付債権の譲渡対象先に再生ファンド及びサービスサーを追加した。(平成17年8月1日施行)		1A150011	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	5029	5029A019	1	都銀懇話会	19	信用保証協会保証付債権の譲渡範囲拡大	譲渡の相手方に、債権管理回収に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社(以下、「サービスサー」という)を加えるとともに、サービスサーが特定資産の管理及び処分を行っている資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社(以下、「SPC」という)を加える		官民あわせて中小企業に関わる事業再生への取り組みが進められているが、保証付債権が存在する債務者向けの債権は本規制により譲渡先に制限が課されており、民間の枠組みの中で活用できない状況が続いている。本規制の撤廃は、機動的な事業再生に貢献。また、譲渡先をサービスサーおよびサービスサーに業務委託するSPCに限定することにより、中小企業への不適切な対応(強引な回収等による代位弁済請求等)が発生する懸念は小さい	
中小企業信用保険法第3条第1項	中小企業信用保険法上、ファイナンス会社等の非金融機関は信用保証の対象外としている。	b		平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、今般政令改正等を行い、信託会社を信用保証の対象とすることとした。(平成17年8月1日施行) また、ファイナンス会社に関しては、「経営支援の経験が豊富であるファイナンス会社を信用保証の対象に追加することについても、中小企業者に対する適切かつ円滑な資金供給の観点から、検討を進める必要がある」との提言になっている。ファイナンス会社の実態は極めて多様であることを踏まえ、如何なる基準・要件を満たすものを対象とするか、我が国の関係諸制度も考慮しつつ、十分検討する。		1A150012	経済産業省	「中小企業者に対する債務保証制度の見直し」	5034	5034A010	1	(社)関西経済連合会	10	「中小企業者に対する債務保証制度の見直し」	信用保証制度の対象の拡大について、迅速な検討対応を要望する。本件については、平成17年度検討事項として、「信用保証制度のあり方に関する検討小委員会」でも議論されているが、中小企業者向けに実績・経験のある事業会社に関する対象拡大について出来るだけ早急に検討し、結論に達していただきたい。		信用保証制度における対象者を特定の金融機関等に限定する現行の制度について見直しの必要性は認識されており、ここ数年検討を行うものとはされていない。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
1. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	1. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「官公需法」という。)は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者の行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)について、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしている。(第3条) このため、官公需法第4条に基づき、毎年度閣議決定を行っている「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、官公需における中小企業者向け契約実績及び契約目標の金額及び官公需総額に占める割合を記載している。 また、平成16年度の中小企業者に関する国等の契約の方針においては、分割発注が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることを回避することとしており、当庁として、同方針の内容を受ける形で、国等の参考に資するべく(効率的な分離・分割発注に係る事例を取りまとめたところ。	1. 8. 事実認識		1. 4. 事実認識 既に検討済みの事項であり、事実認識である。 すなわち平成14年12月及び平成15年12月の閣議決定(内閣府の官公需及びこれを受けた規制改革「民間開放推進」)が年計画(平成14年12月及び平成15年12月)を踏まえ、経済産業省(以下「経産省」)では、中小企業政策推進本部(以下「推進本部」)及び中小企業政策支援分科会(以下「分科会」)の合同検討小委員会を設置して審議を行い、平成16年1月、合同検討から中間とりまとめ(今後の官公需実施のあり方)について、の報告を行っている。 なお、同報告においては、中小企業者向け目標は、中小企業者の受注の確保を確保するものではない。その結果を定めていくものである。また、中小企業者向け目標は、官公需を確保することにより中小企業者向けにだけ行われる見込みであることが可能であるが必ずしも、見込みない見込みは十分な性格を有することについては明確にしている。 また、同報告においては、透明性を確保しつつ、経済合理性を確保に努めた上で、中小企業者の利益については、むしろ幅広い企業への参入を可能とし、競争促進に資する効果も期待できるものである。一方でコスト削減につながることも可能であるとの見込みも示している。更に本年12月1日に閣議決定された規制改革「民間開放推進」が年計画(改定)においては、同報告により結論を得たとしている。		:A150013	経済産業省	官公需法による過度な中小建設業者保護について	5034	5034A023	1	(社)関西経済連合会	23	官公需法による過度な中小建設業者保護について	1. 制定時に比べれば倍近くまで上がっている官公需契約目標率が適正かどうかの見直しが必要ではないか。 2. 発注規模及び工種を細分化をする際には、他くまで工期短縮、コストダウンを第一義にした上で検討願いたい。	1. 目標数値達成の為、発注ロットの細分化を無理に行い、地元中小企業に発注しているケースが見受けられる。		
該当なし	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県への事前協議を行うことを求めている。 なお、同法が届出の前に都道府県への事前協議を求めていることは、経済産業省ホームページに掲載している。「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の中で、「都道府県においては、事前概要説明を義務化すること...のないよう留意することが必要である。」としており、一般に周知しているところ。 なお具体的な事例として「東京都においては届出前の計画概要書の提出を求めている」、「横浜市においては、届出前の計画事前説明書の提出だけでなく、市の関係部署や警察署との事前協議も求めている」との指摘があるが、両運用主体ともに、法に基づき手続きを円滑に進める観点から、任意に事前の手続きへの協力を求めているものであり、当該手続きに従わなくても法律上の届出を受理していると承知している。	d		同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに、都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。		:A150014	経済産業省	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	5053	5053A080	1	(社)日本経済団体連合会	80	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	経済産業省は、都道府県等との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な措置を行うべきである。	「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省からの再回答について(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において経済産業省は、「国としては、大規模小売店舗立地法に定められていない事前相談に応じることがあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、定期的な連絡会議や研修において、都道府県等に周知徹底を図っているところ」と回答しているが、実際には運用の改善が図られていない。例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画事前説明書の提出だけでなく、市の関係部署や警察署との事前協議も求めている。	多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行うとする場合、届出前に関係部局などとの協議を義務付けている。	
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第8条 外国為替及び外国貿易法第52条 輸入貿易管理令第3条第1項、第4条第1項第3号 輸入割当てを受けるべき貨物の届目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭四一―四通告百七十)	バーゼル条約において、締約国間で規制対象となる有害廃棄物等の輸出入を行う場合には、輸出国は輸入国又は通過国への事前通告及びその同意取得が義務付けられている。また、同条約の国内法となるバーゼル法においても、規制対象となる特定有害廃棄物等を我が国に輸入する際には、輸入者に対して外為法に基づく輸入承認の取得が課せられている。 一方、EUやOECD諸国ではバーゼル条約とは別に独自の取り決めを定めており、関係国間の取引きにおいてはこの取り決めが適用される。	c		日本はバーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に行う義務を負うものであり、我が国がバーゼル条約の規制対象物の輸出手続きを任意に簡便化することはできない。 EUやOECD諸国等の有害廃棄物等の輸出入においては、バーゼル条約上の輸出手続きと異なる手続きがとられているが、これはバーゼル条約第1条に基づき(協定として位置づけられた)原則OECD理事会決定それぞれ適用されるためである。これらの協定は、協定加盟国間においてバーゼル条約より厳格づけられる有害廃棄物等の輸出手続きを確保することが可能であることから、有害廃棄物等の輸出入等の手続きの簡便化を図っているものであり、地域状況の異なるアジア圏において直ちに適用できるものについては環境保全の観点等から慎重な検討が必要である。 また、有害廃棄物を輸出入する際の条約等に基づいての手続きは、有害廃棄物が環境上適正に運搬及び処分されることを確保するためであり、日本企業製が輸出した部品等を利用した製造にともなう有害廃棄物等の輸出入にあってもその必要性は変わらない。そのためその他の種の企業が輸出した部品等の有害廃棄物等と同様の手続きを行い、適正な運搬及び処分を確保する必要がある。なお、指摘のスクラップのうちOECDの規制で規制対象外となるものは使用済スクラップであり、その規制がバーゼル条約における規制の規制対象に大差はない。さらに規制対象となる種の輸入承認申請に必要な書類はOECD国とOECD圏で概ねは同一。		:A150015	環境省 経済産業省	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	5053	5053A117	1	(社)日本経済団体連合会	117	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和【新規】	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なものについては、バーゼル法の適用から除外する等、アジア圏において、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。	上記のものは、アジアの諸外国で処理しようとする廃棄物となってしまうが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ閣僚会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の供与等が考えられるもの、海外への技術移転については、現地国の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的实现性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術をもってすれば、有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質を日本に逆輸入しようとする場合、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に例えば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c (一部はd)	-	保安四法については、各法令の趣旨目的等が異なることから、これらの法規制を一本化することは困難である。 また、保安四法を一本化しないまでも、従来から重複検査の排除などの各法令における運用の合理化・整合化を進めており、平成12年11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、重複・類似する各種申請・届出書類の共通化等の措置を講じているところである。 具体的に要望がある諸点に関して、高圧ガス保安法については以下のとおりである。 ・改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、高圧ガス保安法第14条の規定により許可を必要とせず事後届出のみで良い。 ・設備設置・変更の許認可制から規定遵守状況を適宜確認する制度への移行については、設置・変更について事前に安全性の審査がなされていない高圧ガスを扱う設備が存在することとなり、保安確保ができないため認められない。 ・法令の性能規定化や民間規格の積極的活用については、既に取組を行っているところ。 ・国際整合性のとれた保安規制の整備については、既に法令に米国機械学会(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れを行っているところ。		1A150016	総務省 経済産業省 厚生労働省	保安法令の重複適用の排除	5053	5053A123	1	(社)日本経済団体連合会	123	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法令の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化・整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備	コンピナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は適用上、適用区分されている。)「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。一設備または一装置について法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制される。装置を構成する一つ一つの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。	
容器保安規則第24条第1項	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査は、車両の車検に合わせた再検査の実施を可能とするため、初回は容器検査の合格日の刻印の日付の前日から起算して4年以内、2回目以降は2年1月以内に行うことにしている。	d	-	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は、容器検査の合格日の刻印の日付より1年以内に車両に搭載し、かつ、車両の初度登録を行えば、最初の容器再検査(容器に刻印された日付から4年以内)を、乗用車の最初の車検(3年)に合わせることができる。したがって、現行制度下においても容器検査の受検日を調節することにより、要望内容を実現することは可能である。		1A150017	経済産業省	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し[新規]	5053	5053A125	1	(社)日本経済団体連合会	125	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し[新規]	CNG容器再検査の起算日を車両の初度登録日とすべきである。 なお、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査を実施する等の方策で健全性を担保すべきである。	CNG容器の再検査は、車載で行うことが可能であり、通常車検時に実施される。 初回の容器再検査期間が刻印(製造)から4年であるため、車載までに1年以上を要した場合には、初回車検(車両初度登録から3年目)を超過するため、車検と容器再検査を一致させることが出来ない。自動車メーカーはユーザーの利便性を考慮して、車検に合わなかったCNG容器は購入しないため、容器メーカーは当該CNG容器を廃棄している。 起算日を車検初度登録日とし、容器再検査と車検を一致させることにより、在庫容器の有効活用ができ、コストダウンにつながる。また、車検時に容器の有効期限が残っているため、容器再検査がされず、期限切れで走行する虞を防止することが出来る。なお、車載する容器の安全性を担保するため、製造後1年を経過した容器を車両に搭載する場合には、再度検査をするなどの方策を付加する。容器の製造メーカーは、国内と海外に分かれ、国内メーカーであれば、生産管理が容易であるのに対し、海外製品は高社経由で購入するため、生産管理が難しいという背景がある。	天然ガス自動車の容器検査は車両車検時に同時に行うことができるが、車検日と容器の再検査期限は一致していない。 圧縮天然ガス自動車燃料装置用の高圧ガス容器(以下、CNG容器)は高圧ガス保安法の適用を受けており、容器再検査の初回は4年以内で、以降2年1月以内に再検査を受けることが義務付けられている。(一方で、主要乗用車の車検サイクルは初回車検は3年、2年目以降は2年となっている。)また、新たに自動車に装置する容器は過去の使用実績のないものであることとなっている。(容器則細目告示、第22条「容器再検査における容器の規格」)	
平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。		b		当省においては対応済み		1A150018	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省市・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省市共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省市・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達支援の促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法 第26条、第27条第1項、第55条の5	現行外為法に基づき、外国投資家かどうかの判断は、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接又は間接に保有される議決権の合計が50%を超えるものに関しては、一人又は1社あたりの持ち分比率に関係なく、総数で50%以上であれば、「外国投資家」とみなしている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計に使用したり事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握するために必要であり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		1A150019	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であっても、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。	外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。 「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。	
エネルギーの使用の合理化に関する法律 第7条(新法第8条)	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条により、事業者は、エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理者を選任しなければならない。現在、エネルギー管理士については、熱と電気という分野に分かれて資格を取得することになっている	a		平成18年4月1日施行予定の改正省エネ法により、エネルギー管理指定工場における熱と電気の区分を廃止し、一体管理となることから、エネルギー管理士の資格についても熱・電気の区分を廃止し、改正後は熱電双方の知識を持つ新しいエネルギー管理士となる。このため、改正省エネ法施行後5年の「経過措置期間」を設け、この間は、現行のエネルギー管理士、エネルギー管理士試験合格者及び研修修了者に対して特別研修を実施し、新しいエネルギー管理士へのスムーズな移行を図るとともに、新しいエネルギー管理士試験を受験する際、試験課目の一部を免除するなど、事業者、資格保有者に対して過大な負担とならないよう努める予定。		1A150020	経済産業省	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討【新規】	5053	5053A200	1	(社)日本経済団体連合会	200	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討【新規】	スムーズに新制度に移行するための経過措置を検討すべきである。	現行の熱・電気別々のエネルギー管理士資格を取得するには、かなり高度の専門知識が必要とされており、現行制度のまま両方の資格を兼ね備える人材を確保することは事業者にとっても非常に困難かつ過大な負担となることとが予想される。新制度への円滑な移行のためには、試験制度や研修制度を見直し、新制度の下で十分な知識を備えた管理士が必要に応じて確保できるように、熱と電気の区分を廃止し、両者を合算して規制することになるのに伴い、エネルギー管理士についても、熱・電気双方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者を設置することが義務付けられることになる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条により、事業者は、エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理士を選任しなければならない。現在、エネルギー管理士については、熱と電気という分野に分かれて資格を取得することになっている。	
電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 電気設備の技術基準の解釈について第51条第1号	内燃力発電所のうち、随時巡回を行うことにより常時監視をしないといとされているものは、出力が千kW未満のものに限られている。	b		内燃力発電所のうち、随時巡回を行うことにより常時監視をしないといとされているものの出力を見直すことについて、平成18年度に保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成19年度に必要な措置を行う。		1A150021	経済産業省	1万kW未満の内燃力発電所への随時巡回発電所の適用拡大【新規】	5053	5053A201	1	(社)日本経済団体連合会	201	1万kW未満の内燃力発電所への随時巡回発電所の適用拡大【新規】	随時巡回発電所の施設が可能な内燃力発電所を1千kW未満から1万kW未満に拡大すべきである。	近年の技術開発の進歩により、中大型ガスエンジンのシリーズ化・標準化及び市場導入が進み、安全性に対する実績も積まれてきた。(2003年度末、都市ガス燃料の1千～1万kWの導入実績は71件116台) また、このクラスでは、随時巡回発電所の施設条件として求められる保護装置類も標準で施設されているものがほとんどであり、本要望の実現による実効性は十分に期待できる。随時巡回発電所になることで、技術員が常駐する必要がなくなるため、人件費の削減効果(年に数百万円/件)が期待でき、導入促進につながる。内燃力発電所とガスタービン発電所においては、「電気設備の技術基準」の解釈については、第51条第1項第1号により、12項目が共通であり、それ以外については、内燃力発電所とガスタービン発電所に特有の保護装置のみが施されることになっており、両発電所については、同等の安全設備が施されている。	随時巡回発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより「電気設備に関する技術基準を定める省令第46条及び「電気設備の技術基準の解釈」について、第51条」電気主任技術者が担保すべき保安を確保するため責任が認められている。1千kW未満の内燃力発電所は必要な措置を施設することにより、随時巡回発電所の施設が認められているが、1千kW以上では認められない。一方、ガスタービン発電所に関しては、1万kW未満のものに対し随時巡回発電所の施設が認められている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気事業法第48条第1項及び第2項 電気事業法施行規則第65条第1項第1号 別表第二 二変更の工事(二)1(2)2・4	出力1万kW以上の発電設備に係るガスタービンの取替えについては、電気事業法第48条第1項に基づく工事計画の届出が必要。	b		取替えに際して工事計画の届出が必要ガスタービンの出力を見直すことについて、保安確保の観点から調査・検討を実施し、検討結果を踏まえ、平成18年度を目途に必要な措置を行う。		:A150022	経済産業省	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止【新規】	5053	5053A202	1	(社)日本経済団体連合会	202	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止【新規】	現在、ガスタービン発電所の「変更の工事(取替え)」の際に、工事計画届出が必要な範囲を5万kW以上とすべきである。		近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービン市場への普及が進んでいる(2003年度未まで、都市ガス燃料の1~5万kWのガスタービンの導入実績は12件、14台、現在は、年間2~3台の導入実績であるが、今後、電力小売の自由化により、特定規模電気事業者(PPS)等への普及が進み、本クラスの需要が高まることが予想されている)。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、ローテーション方式(取替え方式)が主流となっており、この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。しかし、電気事業法第48条第2項により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。従って、不具合により急な取替えの必要が生じた場合、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じる。近年、メーカーは5万kW程度までのガスタービンのシリーズ化を行っており、1万kW未満のもの、構造・保護装置等の設計思想が同じであるため、安全性についても1万kW未満と同程度が確保できる。以上から、5万kW未満のガスタービン発電所でも、工事計画の事前届出なしで取替え工事を行うニーズが高まっている。	1万kW未満のガスタービン発電所は「変更の工事(取替え)」の際の工事計画の事前届出が不要であり、届出なしでローテーション方式のメンテナンスを行っている。 一方で、1万kW以上のガスタービン発電所では「変更の工事(取替え)」の際、工事計画の事前届出が必要である。ローテーション方式とは、ガスタービンの点検、故障時等において、予備タービンに取り替えることで、システムの停止時間を短縮するメンテナンス方式を指す。外したタービンは工場等に持ち帰りメンテナンスを行う。
電気事業法第72条第3項第2項 電気事業法施行規則第11条第2項及び第3項 <参考条文> 電気事業法第6条第2項第2号及び第4号 2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。 二 氏名又は名称及び住所 四 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力 ハ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧ニ 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧 電気事業法第9条第2項	規定としては、該当条文に係る変更届について、遅滞なく変更内容について届出を義務づけている。運用としては、届出内容に応じて事業者に対しヒアリングを行い、許可の基準及び供給計画との整合性を確認するとともに、電気設備の実態を把握し、送電システム等と照合し安定供給をチェックしている。	c		電気事業法において、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るため、同法第3条において、電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を得る必要があるとされており、同法第6条において定める電気工作物などの許可証の記載内容が、同法第5条の許可基準を満たしているか確認しているところ。 従って、同法第9条第2項の届出は、電気工作物に変更された場合に、その事実関係を確認することにより、電気工作物の能力等が同法第5条の許可の基準を満たしていることを確認するために必要なのである。 仮に当該届出が廃止されると、同法第5条に明示している以下の各基準について、基準を満たしているかどうかの判断ができなくなることから、電気工作物の能力が電気の需要に応ずることができないなど、電気の利用者の利益が阻害される事態が生じる恐れがある。以上のことから現状においては法第9条第2項の変更届は必要不可欠なものであると見做す。 参考：「電気事業法第5条(抄)」 1 その電気事業の開始が一般の需要、一般電気事業の需要又は供給地点における需要に適合すること 4 一般電気事業又は特定電気事業にあつては、その事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域又は供給地点における電気の需要に応ずることができるものであること。 5 一般電気事業にあつては、その事業の開始によるその供給区域の全部又		:A150023	経済産業省	電気事業法第9条第2項による軽微な電気工作物変更届出の廃止【新規】	5053	5053A203	1	(社)日本経済団体連合会	203	電気事業法第9条第2項による軽微な電気工作物変更届出の廃止【新規】	電気事業の用に供する電気工作物の軽微な変更(事後届出)については、届出の対象外とすべきである。		電気事業者は電気事業法第9条第1項において、同法第6条第2項第4号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣に事前届出を行うことが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則第11条で定める軽微な変更を行う場合には、事後届出が認められている。 [参考] 事前届出 2002年: 5件、2003年: 6件 事後届出 2002年: 114件、2003年: 105件	
電気事業法第54条、第55条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 常用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2	電気事業法第54条第1項の定期検査を電気事業者が受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期として、同法第55条第4項の定期安全管理審査を受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は原子力発電所の通常運転時の総合的な性能に関する定期事業者検査が終了した日以降13月を超えない時期としている。 定期検査は、検査内容に応じて、経済産業省原子力安全・保安院の検査官又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が行っており、うち独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員については事業者の求めに応じて、土曜日、日曜日、休日又は夜間にも検査を行っている。 定期検査は、電気事業法第54条第1項の規定により、原子力発電所に属する蒸気タービン並びに発電用原子炉及びその附属設備について、経済産業省原子力安全・保安院又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が定期に行う検査であり、保安検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項の規定により、保安規定の遵守状況について、経済産業省原子力安全・保安院が定期に行う検査である。また、電気事業法第55条の規定により、事業者が設備の技術基準適合性を定期に確認する検査(定期事業者検査)の実施が義務づけられている。	b c b		保安院としては、現在、平成15年10月からの新規制度(事業者による自律的安全確保体制の充実とその継続的改善を促す規制当局による検査)の定着を図る時期にあると認識。 現在の安全水準が低下しないようにすることを大前提として、新しい検査制度の下では、検査方法の変更、改善については、まず事業者自身が定期事業者検査の項目をどの程度で履行は安全上最も有効であるかという観点から評価し、規制当局として、事業者から、公開の場で、当該評価内容及び、安全性が維持されること等について説明を求め、原子炉の停止中に行うべき検査項目の期間を検討することが必要と考へている。 検査実施において無駄を省き合理的な検査を目指すことは毎日目標から重要なことであり、このような観点から、本年1月、事業者、原子力安全基盤機構、保安院の協働による「検査制度運用改善プロジェクトチーム」を設置し、現在問題解決に向けての作業を行っているところ。なお、検査待ち期間の発生を回避については、単に休日や夜間の検査を履行は解決されるのではなく、検査実施条件を見直しで改善を図るとの認識を事業者とも確認している。 定期検査は、原子力発電設備が技術基準を満たすよう維持されているかを確認する検査であり、保安検査は、事業者が保安規定を遵守して保安活動を実施しているかを確認する検査であり、両者は異なる目的を有する検査である。新しい検査制度は、原子炉等規制法及び電気事業法の下で運用されているが、電力の不正事件のため、その導入が予定より半年前倒しされたこと等により、実施上の調整が十分行っていない。また、検査項目の一部重複しているところがある。現在、事業者、原子力安全基盤機構、保安院の三者による検査制度運用改善プロジェクトチームにおいて、案件についての検討を進めているところ。		:A150024	経済産業省	原子力発電所の設備利用率に関係する規制の緩和等	5053	5053A205	1	(社)日本経済団体連合会	205	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和等	「官庁立会検査における検査待ち時間の発生を回避」については、従来の規制改革要望に対して、国が直接行う検査については、国は「24時間検査体制をとることは非常に困難」という回答が示されたが、具体的に何が障害となっているのか、という点が明確にされていない。どのような条件を整えれば24時間検査体制が可能になるのか明確に回答すべきである。また、国による24時間検査体制が不可能であるのなら、「原子力安全基盤機構の検査官が立会い、その結果を国が確認する」「電気工作物検査官の資格を持つ保安検査官が土日の検査立会を可能とする」と、事業者の検査に立会が出来る場合は、定期事業者検査記録の確認を行うなどの方法により、検査による待ち時間発生が回避される仕組みを構築すべきである。 「定期検査と保安検査の一本化」については「一定の合理性」と説明されているが、「科学的合理性を持った説明」とは言いがたい。運用期間13ヶ月以内に発電の発生を回避すべきである。定期検査と保安検査の一本化であるいは定期検査の自主検査化及び当面における両検査の重複排除を図るべきである。	地球温暖化問題への対応として、発電段階でCO2を発生しない原子力発電の設備利用率の向上のため、現行法令内で実施可能な措置は積極的に推進するとともに、2005年度規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において今年度中に結論を得るとされている原子力発電所の設備利用率に開係する規制緩和の検討においては、以下を踏まえ、対応すべきである。 「定期検査等間隔の延伸」については、従来の規制改革要望に対する回答では、国の定期検査や定期事業者検査の間隔が13ヶ月とされていることについて「一定の合理性」と説明されているが、「科学的合理性を持った説明」とは言いがたい。運用期間13ヶ月以内に発電を停止しての原子力設備の定期検査が義務付けられていたり、蒸気タービン定期検査が義務付けられていないなど、先達国で採用されていない規制がまだに残っていることに関して、科学的合理性を持った規制制度に見直すべきである。 「官庁立会検査における検査待ち時間の発生を回避」については、従来の規制改革要望に対して、国が直接行う検査については、国は「24時間検査体制をとることは非常に困難」という回答が示されたが、具体的に何が障害となっているのか、という点が明確にされていない。どのような条件を整えれば24時間検査体制が可能になるのか明確に回答すべきである。また、国による24時間検査体制が不可能であるのなら、「原子力安全基盤機構の検査官が立会い、その結果を国が確認する」「電気工作物検査官の資格を持つ保安検査官が土日の検査立会を可能とする」と、事業者の検査に立会が出来る場合は、定期事業者検査記録の確認を行うなどの方法により、検査による待ち時間発生が回避される仕組みを構築すべきである。 「定期検査と保安検査の一本化」については「一定の合理性」と説明されているが、「科学的合理性を持った説明」とは言いがたい。運用期間13ヶ月以内に発電の発生を回避すべきである。定期検査と保安検査の一本化であるいは定期検査の自主検査化及び当面における両検査の重複排除を図るべきである。	発電用原子炉及びその附属設備は13ヶ月を超えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2003年10月より新規追加)を受けなければならない。また、経済産業省の直接立会検査が実施されている。定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検が出来ず、連続作業のホールポイントとなっている。 供用中の原子炉においては、原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
原子力災害対策特別措置法第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならないこととされている。	c		本件については、平成16年7月28日付けの文部科学省及び経済産業省からの通知文書により、所在市町村から水域を隔てて位置している市町村であって、行政区画上所在市町村と陸続きで隣接していないものの取扱いについて、EPZに従って、都道府県地域防災計画において定められている範囲に市町村の陸域の一部又は全部が位置している場合には、当該市町村を隣接市町村として取り扱うこととした。このことにより、当該隣接市町村を包括する都道府県知事については、原子力災害対策特別措置法における関係隣接都道府県知事として取り扱うこととなっている。 また、原子力災害対策特別措置法における「関係隣接都道府県」については、原子力災害対策特別措置法第10条に基づき通報を行う際に、立地市町村だけでなく、必要最小限隣接する市町村に対しても当該災害に係る適切な情報伝達が行われる必要があること等から、立地市町村に隣接する市町村を含む都道府県を通報対象となる隣接都道府県として取り扱っているものである。市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有することになる都道府県についても、このような必要性においては変わるところがなく、仮にEPZの範囲外であったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要である。		1A150025	経済産業省 文部科学省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義	5053	5053A206	1	(社)日本経済団体連合会	206	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く、以下に「関係隣接都道府県知事」という)」について、「隣接」という基準ではなく、原子力事業所からの距離を基準とした概念に改め、その細目は政令で定めるよう変更すべきである。例えば、「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く、以下に「関係隣接都道府県知事」という)」という規制に変更すべきである。		現状では、都道府県境を有していない所在市町村が、県境を有している周辺の市町村と合併することに伴い、新たに関係隣接都道府県となる都道府県が発生する可能性があるが、この場合、その都道府県が新たに防災業務計画の協議対象となる。現在、その都道府県については必要とされていない協議が、市町村合併に伴う境界の変更という理由により必要となることは、原子力災害対策特別措置法の本来的趣旨に合致しておらず、非効率である。従って、そのような都道府県が新たに不要な防災対策を講じなくても良いように、防災指針に定めているEPZの概念を考慮した関係隣接都道府県の要件を政令により定めるべきである。昨年の規制改革要望に対する回答では、10条通報を行う際には、「市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有することになる都道府県についても、このような必要性においては代わるところがなく、仮にEPZの範囲外であったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要である」とのことであったが、現在、必要とされていないことが新たに必要とされる理由が明らかにされていない。また、EPZの範囲にかかる市町村がありながらもその市町村と所在市町村が隣接していない場合は、法律の定義上は「関係隣接都道府県」とならないケースもありえる。法律の趣旨に鑑み、距離を基準とした定義に改めるのが合理的である。	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく、原子力事業所の区域をその区域を含む市町村と隣接する市町村を含むかどうかだけによって定められる。このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、防災指針(原子力施設等の防災対策について)のEPZ(原子力発電所から半径8~10km)内の地域を含む都道府県であっても、市町村同士が隣接していなければ関係隣接都道府県にならない可能性もある。さらに、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等にならざるを得なくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。
石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条	該当法令第35条第3項に定められているとおり、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときには掘削開始期間の短縮を認めているところ。	d		該当法令第35条第3項(経済産業大臣は、第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。認可する条件としては、届出のあった掘削泥水を用いることによつて油層に損害を与えるおそれがないこと。 隣接坑井との間隔が、掘削対象の油層の形状から判断して、合理的な開発を行うのに支障がない距離にあること。等である。		1A150026	経済産業省	石油及び可燃性天然ガス資源開発法による開坑届の事前届出期間の短縮[新規]	5053	5053A211	1	(社)日本経済団体連合会	211	石油及び可燃性天然ガス資源開発法による開坑届の事前届出期間の短縮[新規]	不作為期間を短縮(例えば、30日間程度)すべきである。		坑井掘削に関しては、既に施業案が認可されており、開坑届を60日前に届け出なければならない必要性に乏しい。また、60日前では、事業者が作業の進捗を見ながら開坑日を決定するのに大きな支障となる。認可申請ではなく、届出であるため、届出受理後の事務処理を効率化する余地は大きく、事業者が速やかに掘削を開始できるよう配慮すべきである。	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条により、鉱業権者又は掘削権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとする坑井に開し、開坑届を経済産業大臣に提出しなければならないが、届出受理後、60日を経過するまで坑井の掘削を開始してはならないことになっている。
輸出貿易管理令	輸出しようとする者が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理安全保障貿易検査官室に輸出管理社内規程を届け出て、受理票の交付を受けている場合には、輸出許可申請に際して同規程の写しの提出を義務づけている。また、輸出管理社内規程の届出企業等のうち、「輸出管理社内規程の実施状況について(宣言)」を提出した企業等について、原則として当該企業等の名称、所在地及びホームページ(和・英)のアドレスを経済産業省のホームページにおいて公表している。	c		輸出管理社内規程受理票の写しは、申請者への信頼度を測る上で重要な判断基準のひとつであると思料。また、規程の内容変更等の申請があった場合には、旧受理票を当局に返還して頂いた上で新受理票を発行している。これにより一つの企業が複数の受理票を所持するという事態は回避でき、その受理票が最新のものであるかの確認作業は発生しない。以上を踏まえ、引き続き申請の際には同票の写しの添付を求めるとする。		1A150027	経済産業省	公表制度により公表されている企業に対するの優遇措置(輸出許可の申請時における輸出管理社内規程受理書提出の免除)[新規]	5053	5053A221	1	(社)日本経済団体連合会	221	公表制度により公表されている企業に対するの優遇措置(輸出許可の申請時における輸出管理社内規程受理書提出の免除)[新規]	上記の宣言を提出し、経済産業省のHPに公表された企業に対しては、既に輸出管理規程を届け出ているとみなし、輸出許可申請時に輸出許可書への輸出管理社内規程受理書の添付を免除すべきである。		輸出企業において、輸出許可の申請時毎に輸出管理規程届出書受理書を提出することは、その受理票が最新のものであるかの確認作業等を必要とするため、作業工程を増やすこととなり得る。特に、一般包括輸出許可の適用できない製品を取り扱う企業においては、個別の輸出許可の回数が増えるため、業務の煩雑化を引き起こしかねない。更に、「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」において、公表制度により公表されている企業は既に輸出管理社内規程を提出し、それに基づき輸出管理を実施しているものとする趣旨にそぐわないものである。輸出許可申請時に輸出管理社内規程届出書受理書の提出義務を廃止することにより、企業における作業効率の改善が期待できる。	「輸出貿易管理令の運用について：1-1輸出の許可(2)輸出申請」では、輸出許可申請時、輸出許可書とともに、輸出管理社内規程受理票の写しの提出を義務付けている。一方、2005年2月25日に公布された「輸出管理社内規程の届出様式等について(輸出注意事項17第9号)」では、輸出管理規程届出企業のうち、「輸出管理社内規程の実施状況について(宣言)」を提出した企業については、経済産業省のホームページに公表されることとなった。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
計量法 第16条、第71条 特定計量器検査規則 第657条、第658条、第659条、第679条、第680条	特定計量器の検定においては、計量法第71条に定める合格条件に適合した場合に合格となる。	b		要望理由の指摘を踏まえ、計量制度全体の整合性を勘案しつつ、適正な計量の実施を確保することを前提とした検定試験作業の効率化に資する検討について、17年度を行う予定であり、その中で具体的試験方法も検討することとした。		1A150028	経済産業省	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	5053	5053A233	1	(社)日本経済団体連合会	233	電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し	電子式複合計器の構造や動作原理に応じた検定試験方式を採用すべきである。		分離型の機械式最大需要電力計は、パルス信号の受信に起因する機構誤差や表示部の表示誤差が発生する可能性があるが、電子式複合計器は最大需要電力計と電力量計が一体となっており、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量となされるため、表示誤差も機構誤差も発生しないという特徴がある。 したがって、電子式複合計器の最大需要電力計部の検定試験は、電力量計部との表示の整合性を確認することが可能である。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答について(2005年1月19日)において、経済産業省は「本要望を踏まえ、計量制度全体の整合性を勘案しつつ、適正な計量の実施を確保することを前提とした検定試験作業の効率化に資する検討を17年度を行う予定」と回答しており、上記の試験方式を採用する方向で着実な検討がなされることを求めたい。	機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。この検定は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。 この結果、最大需要電力計の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計測値を10回測定して誤差変動を確認する必要があるため、長時間の検定試験作業を要している。
計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条	特手計量器検定検査規則第13条第1項において、2以上の表示機構を有する特定計量器は、いずれの表示機構も検定に不合格となったものであってはならないとされている。	b		特定計量器については、2以上の表示機構を有する場合は、いずれの表示機構も正確に表示されなければ、適正な計量に重大な支障を来すことから、各表示の適正について検査することは必要不可欠である。 したがって、電子式時間帯別計器の適正については、全ての電子式時間帯別計器が、要望理由にあるような構造であるかどうか、また、構造上の特質の確認が型式試験のみで可能であるかについて、技術的検証が必要であることから、17年度に関係者の協力を得て検討を行う予定。		1A150029	経済産業省	電子式時間帯別計器の検定の見直し	5053	5053A234	1	(社)日本経済団体連合会	234	電子式時間帯別計器の検定の見直し	電子式時間帯別計器の検定対象を全日計量値のみ(時間帯別計量値の検定を廃止)とし、時間帯別計量値の記録・表示については型式試験において確認するよう見直しすべきである。		電子式時間帯別計器は、一つの検出部が計量した全日計量値(デジタルデータ)を時間帯ごとに区分して記録・表示する構造となっているため、検出部の確からしさが担保されていない。機構上、時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は計器の型式試験において確認することが可能である。規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月25日閣議決定)においては、「時間帯別電力計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて2005年度も引き続き行う」とされているが、手数料の見直しではなく、検定対象の見直しに向けた検討を行い、全日計量値のみの検定を認める方向で結論を得るべきである。	複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要がある。一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する時間帯別計器においても、時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。
計量法第76条(製造事業者に係る型式承認) 計量法施行令第22条(型式の承認を行う者)	計量法では、取引・証明に使用される計量器について、その構造と器差(計量器の精度、許容される誤差)に関する基準適合性を確認する検定を規定している。 計量法に基づく型式承認とは、検定が必要となる上述の構造検査と器差検査のうち、構造に係る耐久性や材質を検査し、技術基準に適合する場合は、その型式に対する承認を与えるもの。 なお、ガスメーターの型式承認については、(独)産業技術総合研究所が実施しており、型式承認を受けた型式に係るガスメーターを製造・輸入する事業者は、以後の検定において構造検査を省略することができる。	c		型式承認については、OIML()が定める国際文書において「資格ある国の機関、一般に国の法定計量機関が下す決定」と規定されている。 したがって、計量法に基づくガスメーターに対する型式承認については、当該国際文書に則り、我が国の法定計量機関である(独)産業技術総合研究所が行っている。 また、型式承認については、2006年1月から、OIML加盟国の型式承認機関で計量器の型式承認データを相互に受け入れるための「計量器の型式承認試験に関するOIML適合証明書の相互授受に関する取り決め」(MAA)が、一部の機種について開始され、今後、順次対象品目が拡大される予定。 このように経済活動のグローバル化の進展に伴い、計量器の型式承認については国際的な相互承認の動きが活発化。 各国の国家法定計量機関により型式承認を進めていくことが従前以上に重要性を高めている。 ()OIML(国際法定計量機関):「国際法定計量機関を設立する条約」に基づき設立され、計量器の使用から生ずる行政上又は技術的な諸問題を解決することを目的とする国際機関。		1A150030	経済産業省	計量法におけるガスメーターの型式承認機関の拡大(新規)	5053	5053A235	1	(社)日本経済団体連合会	235	計量法におけるガスメーターの型式承認機関の拡大(新規)	民間機関においても、ガスメーターの計量機能部分の型式承認ができるようすべきである。		一つのガスメーターについて保安機能部分と計量機能部分の型式承認を別の機関で行っているため、手続が煩雑である。計量機能部分の型式承認を民間機関にも認め、「ワンストップ承認」による手続の簡素化を図るべきである。	ガスメーターは計量機能部分とマイコン制御による保安機能部分から構成されている。保安機能部分について法規制はなく、民間機関において型式承認を自主的に実施しているが、計量機能部分については、計量法第76条第1項に基づく同法施行令第22条の規定により、産業技術総合研究所において型式承認を受けることが義務付けられている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「官公需法」という。)は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者の行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)について、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないとしている。(第3条) このため、官公需法第4条に基づき、毎年度閣議決定を行っている「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、官公需における中小企業者向け契約実績及び契約目標の金額及び官公需総額に占める割合を記載しているが、その金額及び割合には、大企業の下請として中小企業者が間接的に国等の契約を受注する場合を含んでいないところである。	e 事実誤認	e 事実誤認	e:事実誤認 既に検討済みの事項であり、事実誤認である。 すなわち平成14年12月及び平成15年12月の総合規制改革会議の答及びこれを受けた規制改革・民間開放推進3か年計画(平成15年3月及び平成16年3月)を踏まえ、経済産業省中小企業庁では、中小企業政策審議会基本政策部会及び中小企業経営支援分科会取引部会の下に合同検討小委員会を設置して審議を行い、平成16年6月、合同部会から「中間とりまとめ～今後の官公需施策のあり方について～」の報告を受けたところである。かかる合同部会の審議においては、本件要望の点についても検討がなされており、下請まで含めて中小企業者向け契約目標の金額及び割合を示すことについては、否定的に捉えられたところである。なお、同報告においては、中小企業者向け契約目標は、中小企業者の受注の結果を確保するものではなく、その機会を示すというものであること。また、中小企業者向け契約目標は、官公需施策を講ずることにより中小企業者向けにどれだけの契約を見込むことが可能であるかを示すものであり、見込みない見積もりといった性格を有することについて明確にしている。 また、本年3月25日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)においては、同報告により結論を得たとしている。		:A150031	経済産業省	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	5053	5053A236	1	(社)日本経済団体連合会	236	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化するべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2004年度には45.7%に上昇している。中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれ強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2005年3月25日 閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会・中間とりまとめ～今後の官公需施策のあり方について～」(平成16年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改善方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(2004年度の中小企業向け契約目標は約4兆5023億円となっており、官公需総予算額の45.7%を占めている。)この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割発注されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第3条第4条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条 新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令 第1条	化審法においては、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を試験研究用以外に、製造又は輸入しようとする場合は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を事前に届け出ることとされている。	e	e	化学物質が他の製品の製造のために使用されたりせず、当該新規化学物質を製造する者又は当該新規化学物質を譲受する者の試験、実験、研究、開発、検査等のために当該新規化学物質を製造する限りにおいては、法第3条第1項第2号の「試験研究のために新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき」に該当するために、事前の届出等は必要ではない。		:A150032	厚生労働省 環境省 経済産業省	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和[新規]	5053	5053A239	1	(社)日本経済団体連合会	239	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和[新規]	少量新規申請による製造可能量を1t/年以下から、10t/年以下まで引き上げるべきである。 また、安全性試験の項目数を削減し、試験条件(反復投与試験の日数や分解度試験の期間の短縮など)を見直すべきである。具体的には、2~3ヶ月程度で安全性試験が完了し、化審法の申請が可能にすべきである。	一般的に電子材料用途の新規薬品上市にあたっては量産での実証試験が必要であり、実証テストには1t/年以上の新規化学物質数量が必要であり、上市されることになった場合は、新規化学物質が10t/年以上使用されることになる。 しかし、少量新規申請による製造可能量が1t/年以下では、実用検証に必要な数量に足りない。また、新規化学物質の安全性試験には部分的な試験でも最短で約1年が必要な現在の規制では、研究で新規化学物質の機能が確認された後、実証試験着手までに年単位の期間が必要になるため、新規化学物質は上市のタイミングを失ってしまう。	新規化学物質の製造には、下記の安全性試験が必要とされている。 少量新規申請:1t/年以下の製造が可能。 部分安全性試験を実施し、難分解・低蓄積性と判定されたもの:10t/年以下の製造が可能である。(テスト費用:約600万円、テスト期間:約1年) 安全性試験の完了後、白公示物質と判定されたものは製造可能である。 一方、1種監視物質、2種監視物質、3種監視物質と判定されたものは製造可能であるが、数量公表が必要とされている。	
中小企業信用保険法施行規則8条	私募債保証の適債要件は、資本金3億円以上の中小企業者に限定されている。	b	b	平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、中小企業者の直接金融による資金調達の取組みの一層の強化に資する観点から、適債要件の拡充を検討する。検討に当たっては保険収支への影響等にも配慮する。		:A150033	経済産業省	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	5076	5076A006	1	社団法人第二地方銀行協会	6	信用保証協会の私募債の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業も対象としてほしい。	成長企業における資金調達により柔軟に行えるようになり、地元企業の成長・発展に貢献できる。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	国との複数年度にわたるリース契約は、会計法第29条の12(長期継続契約)の対象となっていない。 現状では、複数年度契約を行うためには、国庫債務負担行為の予算措置を行う必要がある。	d		平成17年度以降の予算要求に当たっては、複数年度にわたって継続して必要とする物品については、当該物品を購入する場合や単年度賃貸借契約(レンタル契約)を締結する場合と比較した上で、複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うことになっている。	18年度要求については、検討中。	1A150034	全庁庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において、減入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、均衡を欠く。	
補助金適正化法第22条(財産の処分制限)及び補助金適正化法施行令第13条(処分を制限する財産)、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程	クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、導入しようとする者に対し通常車両との価格差の1/2以内を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し定額補助等を行う。	e	交付規程	補助金適正化法上、取得価格が50万円以上の機械、器具、設備その他の財産について、当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間は、財産の処分を制限することとなっている。なお、当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間とは、補助金等適正化中央連絡会議において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」で定めている耐用年数を基礎として定めることとされている。 当該補助金については、交付規程第19条において財産処分の制限を定めているところ、但し、財産処分制限は、補助金交付先であるリース会社に対して課せられているものであり、リース契約期間については制限をしていない。したがって、リース契約については、リース会社とリース先のユーザーの契約期間が(財産処分制限期間が6年であるにもかかわらず)3年間であったとしても、財産処分制限期間内に同一の者又は新たな顧客とリース契約を締結しリースすれば補助対象としている。		1A150035	経済産業省	リースが不利となる諸制度の改善等	5088	5088A002	1	社団法人リース事業協会	2	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。補助金制度(クリーンエネルギー車導入補助金 法定耐用年数の使用が条件となるが、車検期間の関係により、リース期間を法定耐用年数より短く設定した場合、制度の適用が受けられないなど)。税制(IT投資促進税制はリース利用の場合、資本金3億円超の法人は利用できない)。固定資産税減免措置(所有した場合のみ適用が受けられる)	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択肢が拡大する。	- リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。自動車のリース期間は、通常、車検期間(3年又は5年[3年+2年])に合わせて設定される。使用者は、リース期間終了時に再リース(同一使用者が再び賃借すること)又は返還することを選択できるが、リース会社に返還された場合、第三者に賃借することは極めて困難。したがって、補助金交付の条件が耐用年数の使用とした場合、顧客のリースとかけ離れたリース期間(=法定耐用年数)とするか、補助金の返還リスクを負いつつ、顧客・リースに合わせたリース期間(=車検期間)を設定することになる。	
中小企業信用保険法第3条第1項	中小企業信用保険法上、ファイナンス会社等の非金融機関は信用保証の対象外としている。	b		平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、今般政令改正を行い、信託会社を信用保証の対象とすることとした。(平成17年8月1日施行) また、ファイナンス会社に関しては、経営支援の経験が豊富であるファイナンス会社を信用保証の対象に追加することについても、中小企業者に対する適切な円滑な資金供給の観点から、検討を進める必要がある」との提言になっている。ファイナンス会社の実態は極めて多様であることを踏まえ、如何なる基準・要件を満たすものを対象とするか、我が国の関係諸制度も考慮しつつ、十分検討する。		1A150036	経済産業省	中小企業者に対する債務保証制度の見直し	5088	5088A015	1	社団法人リース事業協会	15	中小企業者に対する債務保証制度の見直し	信用補充制度の対象の拡大について、迅速な検討対応を要望する。特定の金融機関に限定されている業務について、中小企業向けに信用・実績のある事業会社を対象を拡大することを要望する。	資金の出し手が増加し、中小企業の資金調達が円滑化する。また、金融機関・事業会社間の競争が促進され、市場発展にも寄与する。	信用補充制度における対象者を特定の金融機関等に限定する現行制度については、見直しの必要性は認識されている。しかしながら、ここ数年検討されながら結論を得るにいたっていない。中小企業社の資金調達は、銀行等の特定の金融機関に限られており、金融不安等の外的影響を受けやすい状況にある。ここに競争を持ち込み、市場の発展と、中小企業者の育成に寄与すべきである。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
・中小企業金融公庫法附則第7項 ・中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項 ・機械類信用保険法第3条の2、第8条2項、第9条第2項、第11条 ・中小企業信用保険法施行令第1条の3	機械類信用保険については、平成15年4月1日を以て廃止されたところ、一方、機械類信用保険法廃止前の保険関係(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人間の権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収金の回収等の業務(機械保険経過業務)を実施しているところ。 平成17年7月12日の政令改正等により、信用保証協会の保証付債権の譲渡対象先に再生ファンド及びサビサーを追加したところ。	b d		今般の中小企業政策審議会基本政策部会における「信用補充制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」を踏まえ、適切な債権管理のあり方に留意しつつ、不良債権処理の促進のための方策について、平成17年度内を目途に具体的な措置内容につき結論を得ることとする。 平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告を踏まえ、今般政令改正等を行い、保証付債権の譲渡対象先に再生ファンド及びサビサーを追加した。(平成17年8月1日施行)		1A150037	経済産業省	機械類信用保険(リース信用保険)及び信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	5088	5088A016	1	社団法人リース事業協会	16	機械類信用保険(リース信用保険)及び信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	昨年11月に行った当協会の要望に対する経済産業省の回答によると、「今後機械類信用保険についても措置を検討していく予定」とされているが、具体的な措置の内容、検討スケジュール等を明確にすること、機械類信用保険は、平成14年12月「中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定した。廃止が決定しているにもかかわらず、「(1)回収業務についての関係の明示がないことから、業務量は縮小することは見込まれるものの、業務効率化が図られている。(2)機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡が図られていないことから、債権管理関係を経営コストと捉える。中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関に整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁等とのバックオフィス業務のやり取りが、金融債権の引受け等に基づき、各金融機関は別の型の再生ファンド、サビサー会社などを活用し、債権者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サビサー会社に保証付債権の売却ができていない。金融機関の不良債権の早期処理、債権者の再生にとって大きな障害となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債権者に対しては旧中小企業保険法により「(4)保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件(1)再生支援協議会が承認した再生計画に基づき、債権譲渡を促進する」を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強(要望するもの、本年6月、同要望に対して経済産業省から「金融機関の不良債権の早期処理や債権者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者などによる影響が及ぼすのかについては、慎重に議論する必要がある。今後、関係機関との協議等を通じて、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。」との回答が示された。早急な検討、措置を要望する。	不良債権処理の促進、例えば、債権売却により回収した額の50%を回収金として中小企業金融公庫に納付すること、保険関係を終結させる。債権者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債権者の再生が加速化することが期待できる。	機械類信用保険付先の債権売却は容認されていないことから、リース会社の不良債権処理の大きな阻害要因となっている。この取扱いがサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現状にそぐわないものと考えられる。本件を容認することにより、リース会社及び中小企業金融公庫にとっても現実的な回収の実現及び回収業務の効率化が図れる。 具体的要望内容に記載。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないうまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認を促すための措置を講ずることとするためである。投資信託との比較において、投資信託についてはその販売に関して、証券取引法第43条における適合性原則が適用されるものの、商品ファンド法には同様の規制はない。このため、商品ファンドにおけるクーリングオフ制度は、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、適切なものと考えられている。		1A150038	金融庁 農林水産省 経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5088	5088A022	1	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難、との趣旨の回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。		b		当省においては対応済み		1A150039	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各官庁の対応が異なり、統一的かつ早急な対応を求める。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
石油及び可燃性天然ガス資源開発法第14条に基づき、国はガスの探鉱を実施する鉱業権者等に対し、探鉱に必要な費用の一部を補助金として交付している。補助金交付時の額は決定は、試験であれば掘削深度に、深度に応じた単価を算定してあり、事業実施後の補助金の額の確定も同様の算定方法を用い、補助金の交付限度額を定めている。また、試験であれば事業目的(予定深度に到達したか否か)の確認は掘削深度を確認することによって判断されるものであり、掘削深度の確認は極めて重要な行為である。したがって、従来から、掘削深度の確認は、現地検査において検査官立ち会いのもと確実な方法で掘削深度を確認している。		b		掘削深度の確認は、補助事業の本質である目的達成状況の確認、補助金額の確定のために必要な極めて重要な行為であり、確実な方法で実施することが必要。掘削深度の確認において、担当官の立ち会いのもとでの確認でなく、事業者が実施した電気検層等のデータをもって事後的に掘削深度を確定することは、補助事業の確認、補助金の額の確定に係る確認行為としては合理的ではないと考えられる。しかしながら、たとえば、事業者が実施する電気検層時に合わせて担当官が揚管等の立会検査を行うことで合理的な時期に検査を実施することが可能であると考えられることから、検討して参りたい。		1A150040	経済産業省	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の合理化	5090	5090A003	1	石油鉱業連盟	3	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認方法の合理化	補助井、基礎試錐の掘り止め深度の確認は、古典的な手法で行われているが、掘り止め後に測定される電気検層深度で代替させることも可とする。		電気検層深度は十分に合理的なものであり、更に検尺を行うことは屋上屋を架ることとなる。また、電検終了後に坑井トラブルがあった場合に、無意味な掘り直しをしなければならないケースもあり得る。	
石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条	該当法令第35条第3項に定められているとおり、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときには掘削開始期間の短縮を認めているところ。	d		該当法令第35条第3項(経済産業大臣は、第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。認可する条件としては、届出のあった掘削泥水を用いることにより油層に損害を与えるおそれがないこと。隣接坑井との間隔が、掘削対象の油層の形質から判断して、合理的な開発を行うのに支障がない距離にあること。等である。		1A150041	経済産業省											

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法等	金融商品について、業態別の規制を中心に、業法ごとの規制が存在している。	b		金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「中間整理」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。		1A150043	金融庁 経済産業省 農林水産省	日本版金融サービス市場法の制定	5095	5095A001	1	損害保険労働組合連合会	1	日本版金融サービス市場法の制定	<p>保険業法をはじめとする業態別の現行法体系については、金融商品販売法、消費者契約法や独占禁止法等、業界横断の関係法令との整合性も含め、今日的な存在意義を踏まえて大きく見直し、様々な留意点を十分にふまえ、(左記要望理由に記載)金融サービスの市場ルールに関する新しい枠組みである「日本版金融サービス市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。</p> <p>販売ルートが多様化するなか、各業法による業態別の各種規制の存在は、消費者・業者双方にとってもわかりにくいものであるほか、事後チェック型行政への転換が進むなかでの事前規制のあり方については、今日的に見直す必要がある。社会的公正の担保とともに、消費者利益の保護がより一層重要視されているなか、複雑な金融商品を業態横断的に捉えた市場取引ルールの整備が急務であると考え。</p>	<p>自由化、規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業者においては、消費者の求める多種多様な商品の販売が可能となりつつある。こうしたなか、重要事項説明等、金融商品取引に着目した金融商品販売法が制定されたが、一部の商品・販売業者が対象外であるなど、取引ルールとしては不十分な一方、既存の業法と重複的な面も認めない。</p> <p>については、以下の観点を中心にふまえ、「日本版金融サービス市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。</p> <p>民間金融商品のみならず、郵貯・郵便、制度共済、金融機関商品なども含めた幅広い商品・サービスを包含する業態横断的な取引ルールとする。</p> <p>商品説明に必要な事項、不適切な勧誘、不公正な取引、広告に関するルール等を個別具体的に明示し、消費者にとって理解しやすくし法制度とする。また、商品説明に必要な事項については、金融取引の効率化をすすめるよう留意する。なお、民間向けではなく、国・地方公共団体等も含めて金融方針の策定を義務付け、勧誘の適正を欠くことのないよう備える。</p> <p>新たな取引ルールの構築に併せて、金融商品販売法や消費者契約法、独占禁止法等、業界横断の関係法令との整合性も含め、業法は経理の健全性確保等の観点から必要最小限な業法、規制の規制にとどめると、今日的に存在意義をふまえて、体系全体を大きく見直し、決してダブルスタンダードとならないよう体系的に整理する。</p> <p>業態横断的な苦情・紛争解決のルールを整備・規定する。</p> <p>金融商品取引の一方の出発点である消費者・利用者への教育・啓発も重要であるとの観点から、消費者教育にあたっては、業界・企業による適切な情報提供等の取組を奨励するとともに、学校教育や情報ネットワークを通じ、幅広く(金融取引に関する基本ルールを周知)できるような環境を整備する。</p> <p>金融改正プログラムの基本理念である「活力ある金融システム」を創造するため、現在の販売実態を十分にふまえた上で、「金融産業で働く人の活力」に繋がるルールにする。また、業法における事務等もふまえ、「個々の特性」に留意し、包括的なルール統合は行わず、十分な検討を行なう。</p> <p>ルールの統合を検討するにあたっては、当局と自主規制団体の役割・権限のあり方など、規制システムのあり方と併せて検討を進めていく。</p>		
火薬類取締法第17条第1項	火薬類取締法第17条により火薬類を譲受しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。	d		<p>火薬類の譲受の許可は都道府県の自治事務としているが、都道府県知事の自治事務については、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することは可能であり、火薬類取締法において国全体一律に市町村に当該事務を下ろさなくとも、対応は可能である。実際に都道府県によっては市町村に事務を下ろしているところもある。</p> <p>なお、当該事務を全国一律に市町村の事務にした場合、市町村によって火薬類の消費が行われる件数がぐくわすかであるところもあるという状況に関係なく、火薬類取締法の知識を有する職員を全ての市町村に必ず置くこととなるため、行政事務の効率性の観点から望ましくない。</p> <p>(参考)地方自治法第252条の17の2第1項 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例に定めるところにより、市町村が処理することができる。</p>		1A150044	経済産業省	火薬類の譲受の許可に関する変更	5115	5115A001	1	佐藤貿易	1	火薬類の譲受の許可に関する変更	<p>火薬類を譲受するには都道府県知事の許可を受けることとされているが、市町村長の許可を受けることと変更して、市町村の役所でも許可申請書の受付及び許可証の交付・再交付・返納が行えるようにしていただきたい。</p>	<p>火薬類の販売を行っています。譲受人は火薬類を購入する際、その許可申請書の提出、許可証の受領、許可証の返納を行うため、都道府県庁あるいはその出先機関に何回も出頭しなければなりません。都道府県庁のある場所(限られているため、譲受人は少量(小額)の商品を購入するにも、役所への手続きに時間と労力がとてもかかります。譲受人の住所の市町村の役所でも許可の申請が行えるようにしていただきたい。</p>		
火薬類取締法第25条第1項	火薬類取締法第25条により火薬類を消費させようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。	d		<p>火薬類の消費の許可は都道府県の自治事務としているが、都道府県知事の自治事務については、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することは可能であり、火薬類取締法において国全体一律に市町村に当該事務を下ろさなくとも、対応は可能である。実際に都道府県によっては市町村に事務を下ろしているところもある。</p> <p>なお、当該事務を全国一律に市町村の事務にした場合、市町村によって火薬類の消費が行われる件数がぐくわすかであるところもあるという状況に関係なく、火薬類取締法の知識を有する職員を全ての市町村に必ず置くこととなるため、行政事務の効率性の観点から望ましくない。</p> <p>(参考)地方自治法第252条の17の2第1項 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例に定めるところにより、市町村が処理することができる。</p>		1A150045	経済産業省	火薬類の消費の許可に関する変更	5115	5115A002	1	佐藤貿易	2	火薬類の消費の許可に関する変更	<p>火薬類を消費するには都道府県知事の許可を受けることとされているが、市町村長の許可を受けることと変更して、市町村の役所でも許可申請書の受付及び許可証の交付が行えるようにしていただきたい。</p>	<p>火薬類の販売を行っています。消費者は火薬類を消費する際、その許可申請書の提出、許可証の受領、消費場所での立ち入り検査の立会い等、都道府県庁あるいはその出先機関に何回も出頭しなければなりません。都道府県庁のある場所(限られているため、消費者は少量(小額)の商品を消費するにも、役所への手続きに時間と労力がとてもかかります。消費地の住所の市町村の役所でも許可の申請が行えるようにしていただきたい。</p>		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
火薬類取締法第51条第5項、火薬類取締法施行規則第91条第1号	火薬類取締法第3条の規定により、火薬類の製造の業を営もうとする者は許可を受けなければならないとしているが、同法第51条第5項の規定により省令で定める数量以下のがん具煙火(朝顔、銀波、線香花火)に係る製造事業者については適用除外としている。	C	-	火薬類取締法において、火薬類の製造は災害の発生防止、公共の安全を確保するため許可制とし、製造者に製造設備、方法について技術基準の遵守等を義務付けているが、がん具煙火の一部については適用除外となっており、製造の許可は不要である。これは、がん具煙火はその種類によってその原料、製造方法等が異なり、また、種々の燃焼現象が発現するものもありその危険性は様々であることから、がん具煙火全体を製造許可の適用除外とはせず、原料及び製造方法が比較的安全性が高いと認められる線香花火等の一部のがん具煙火に限っては適用除外としているものである。 今回要望がされている「1日に2キログラム以下の硝酸塩を主とする火薬を使用してがん具煙火を製造する場合」については、製造の態様が様々であるため、この要件のみでは安全性が確保されているとは言えず、適用除外とすることはできない。 なお、大学等の研究機関で理化学上の実験を行う場合であって、一回につき400グラム以下の火薬類を製造する場合は製造の許可は不要である。これは、理化学上の実験が目的であり、製品製造とは異なり反復的継続的なものではないこと、研究者は火薬類に知見の深い専門家であること、また火薬類の数量が限定されていることから、公共の安全の確保の観点から問題がないため製造の許可を要さないとしているものであり、今回の要望についてはこの理化学実験の場合と同程度の安全性が確保されているとは言えない。		1A150046	経済産業省	がん具煙火の製造の許可に関する変更	5115	5115A003	1	佐藤賢易	3	がん具煙火の製造の許可に関する変更	1日に2キログラム以下の硝酸塩を主とする火薬を使用してがん具煙火を製造する場合、火薬類の製造許可がなくても製造が行えるよう法の適用除外範囲を拡大してほしい。		特定のがん具煙火は、経済産業省令で定める数量以下を製造する場合、製造許可の規定が適用除外となり許可がなくても製造できることとされている。理化学実験上で少量の火薬を製造する場合、無許可での製造が認められているので、年間の製造量が少量の場合は、全てのがん具煙火について無許可で製造が行えるように規制を緩和していただきたい。	
火薬類取締法施行規則第1条の5	火薬類取締法施行規則第1条の5の各号に規定されている条件を満たすものはがん具煙火として扱われる。平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」に基づき、「新規がん具煙火追加要望審査実施要領(内規)」として平成17年3月に制定した。	d	-	本審査要領では、新規追加するがん具煙火の火薬又は爆薬の薬量は、安全性を確保するために、原則として、既存の類似するがん具煙火の薬量を超えないこととしているが、従来のがん具煙火よりも薬量を増量した製品についても、新たな「がん具煙火」への追加指定に係る要望として受け付け、本審査要領で定めた評価基準に基づき審査し、既存のがん具煙火と比較して、同等の安全性が確保されれば新たながん具煙火に指定される。		1A150047	経済産業省	火薬量を増量した製品の新規がん具煙火としての指定制度の制定	5115	5115A004	1	佐藤賢易	4	火薬量を増量した製品の新規がん具煙火としての指定制度の制定	従来のがん具煙火より火薬量を増量した製品でも、安全性が確認された場合は新規のがん具煙火として指定していただける審査を受けられるよう制度を見直していただきたい。		米国で新たにルールが定められ、新規に販売となった模型ロケット自動車に使用する火薬4グラムを使用した噴射推進器が、日本では従来2グラムまでの火薬の使用を認められているが、がん具煙火の火薬量を増量したものとされ、新規のがん具煙火としては審査を受けられないため、がん具煙火としての輸入販売が行えない。よって、従来の商品の火薬量を増量したもので、新規のがん具煙火としての安全性の審査を受けられるよう、新規のがん具煙火の審査制度の見直しを行っていただきたい。	
鉱業法第27条	鉱業法第27条第1項により、「鉱業権の設定の出願をした土地の区域が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。」と規定されている。	C	-	鉱業法第27条に「鉱業権の設定の出願をした土地の区域が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。」と規定されている。 先願主義は、発送の日時によってのみ出願の先後を判断するものであり、古くから、出願者間の公正を確保し、国民の全部に平等に鉱業に参加する機会を与える重要な役割を果してきた。鉱業法の手続きを終了して、温泉権者による天然ガスの掘削が可能になることは、先願者と間で機会均等を保てず、先願者が得ることが出来たであろう利益を侵害する結果となる恐れがあり、不適当である。		1A150048	経済産業省	天然ガスを伴う温泉が湧出した際に、温泉権者が天然ガスを有効活用する。	5121	5121A001	1	琉球ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会 連合会	1	天然ガスを伴う温泉が湧出した際に、温泉権者が天然ガスを有効活用する。	沖縄県では、浦添市以南の殆どの地域を1人の個人が鉱業権の先願を復帰以前に提出し、先願順位1位のまま鉱業権が降りていない状況で、鉱業権取得の申請を(天然ガスを伴う)温泉権の所有者が行っても鉱業権を取得することが出来ず、天然ガスを空中放散しているのが現状である。最近では、効率の良い天然ガス発電機も開発されており、天然ガスの湧出量に応じたエネルギーの有効活用が、CO2の削減にもなる。また、温泉掘さ(許可の際には有効利用するよう)を実行する際にも言われている「天然ガスが湧出した際には有効利用するよう」を実行するために、鉱業権の確定していない地域においては温泉に付随して湧出した天然ガスを有効活用することができるよう、先願順位に関係なく(温泉権者が鉱業権を優先取得できるよう改正して欲しい)	天然ガスを利用した発電事業	沖縄県では、深層地熱型の温泉開発が行われるようになってから10年余になるが、営業を行っている温泉4件と準備中の2件の内、1件を除く全ての温泉で水溶性天然ガスが湧出している。温泉掘さ(許可の際には殆ど必ず「天然ガスが湧出した際には有効利用するよう」との文言が付いている。しかし、天然ガスを利用するには鉱業法の「鉱業権の取得」が必要になる。鉱業権が確定していない土地で開発された天然ガスを伴う温泉について、天然ガスを温泉権者が利用できるよう、鉱業権を優先取得できるようにして欲しい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
工業標準化法	(JISマーク制度の仕組み) 現行のJISマーク制度は、製造事業者が日本工業規格(JIS)に適合する旨を表す特別な表示(JISマーク)を表示したい場合に主務大臣又は主務大臣が指定(承認)する者の認定を受けて表示する制度。JISマーク制度は任意の制度であり、JISマークを表示するか否かは事業者自らが選択できる。 なお、製品の品質確認等の観点から調達者等がJISマーク表示を求めるとはある。 審査は、工場又は事業場毎に該当JISの品質、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注の管理等について行われ、昭和55年以降、JISマーク制度は、海外事業者に対しても開放を行っており、海外製造事業者であっても認定を受けることができる。また、海外の民間機関が認定業務を行うこともできる。	cまたはd		JISマーク制度については、工業標準化法改正(平成17年10月1日施行予定)により主として次のような制度改正を行っている。 1. 国の認定制度から国内外民間登録認証機関による認証制度とした。したがって、海外の機関が主務大臣に申請し、登録の基準を満たせば登録認証機関となることは可能。この場合、申請者は、海外の登録認証機関に対してJISマークの取得を直接申請することが可能となる。 2. 製造業者だけに認めていたJISマーク表示者を販売業者、輸入業者にも認めることとした。 3. 工場の品質管理体制の審査から品質管理体制及び製品試験の審査とした。この場合、特定数量の製品の認証を受けることも可能となった。 なお、登録認証機関が認めれば製品試験は、海外の試験機関で直接行うことも可能となる。		A150049	国土交通省、経済産業省、農林水産省	JIS・JAS規格制度の見直し	5122	5122A001	1	社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	1	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	JIS・JAS規格制度の見直し	建築部材に関して、海外の公的な試験機関による検査済データであればそのまま国内でも採用してほしい。現状は例えば試験結果が同等であっても、あらかじめJIS・JAS規格を取らなければならず、スピーディーさに欠け、事業競争の妨げになっている。	
	産業技術総合研究所は全国7地域に地域センター(北海道センター:札幌市、東北センター:仙台市、中部センター:名古屋市、関西センター:池田市、中国センター:呉市、四国センター:高松市、九州センター:鳥栖市)を有しており、そのうち九州センターのみ防災実験の目的ではないが、実験に対応可能なスペースを有している。	C		産業技術総合研究所の各地域センターには、防災実験が可能な施設を有していないため、防災実験には対応できない。(九州センターの直方サイトについては、防災実験に対応可能なスペースを有しているが、当該施設は高校が隣接していること、また、近隣が住宅地であることから爆破実験などの防災実験には適さない施設であると考えられる。)		A150050	経済産業省 文部科学省	防災実験実施のための大学研究機関の解放	5122	5122A002	1	社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	2	防災実験実施のための大学研究機関の解放	防災実験実施のための大学研究機関の解放	工学部系・建築学部系の大学での民間事業者と連携した防災実験の実施	現状の防災実験などの実施には、防災科学技術研究所(筑波)をはじめとして首都圏・関東圏の各種の研究所へ出向かねば実験できない。各地域の拠点面所にある産業技術総合研究所、出来れば各地域の大学研究機関においても実験が可能としてほしい。	安全工学関連研究課題の調査としては多岐に亘り、火災・爆発の研究実施機関だけでなく科学警察研究所(警察庁)、消防庁(総務省)、国土技術政策総合研究所(国土交通省)、消防研究所(総務省)、産業安全研究所(厚生労働省)があり、所在地は全て首都圏にある。地方の工学部系大学においても同等の実験設備を有している。
中小企業信用保険法第3条第1項	中小企業信用保険法上、NPO(非営利法人)は信用保証の対象外としている。	b		NPO法人は極めて広範な目的で設立され、その事業内容も多種多様であることから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度存在するのかわからない。事業の実態を十分に見極めつつ、今後慎重に検討して参りたい。		A150051	経済産業省	信用保証制度の改定	5122	5122A003	1	社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	3	信用保証制度の改定	融資対象事業者範囲の拡大	特定非営利法人(NPO)への融資枠の創設または規定の撤廃	現在全国の特定非営利法人(NPO)数は21,000を超え、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動している。確かにNPO活動には、特定非営利活動だけでは表現しきれない多様な活動があり、かつまた、NPOの活動資金の内訳は、会費、寄付金、助成金・補助金、対価性の事業から得られる事業収入など多岐に亘っている。企業と比べて収入源が多様なことがNPOの特徴の一つである。だが昨今、国内においても、地域の住民・市民が取り組む福祉、環境、まちづくり、商店街の活性化活動から、高齢者や働く母親など生活者の多くが心から望んでいるサービスや商品の提供といった、日常生活を支えるコミュニティビジネスの浸透が著しい。コミュニティビジネスはその事業活動の内容を指す言葉であり、その活動は、事業を継続的にそして活動組織を維持するために対価を徴収し、無償で行うことは無い。また組織形態としてNPO法人を設立して事業展開に望むケースが増え、事業・ビジネスの領域が広範囲に及ぶ中で、融資を含めた安定的な活動資金が強く求められてきている。1998年に制定された特定非営利活動促進法を踏まえ、現行の信用保証制度の規定ではNPOという組織のみを融資対象から除外している。活動の多様化と社会ニーズの進展の中で、質の良いサービスを安定的・継続的に提供していくためにも、事業内容・法人または個人の確定申告等を精査し、実施業務の発展可能性を押し量りながら、特定非営利法人(NPO)への融資枠の創設または現行規定の撤廃を求める。	1. 現行の融資制度について、横浜市のケース、コミュニティ事業者への実地調査・認定を行う横浜産業振興公社と並びに金融上の審査・融資を執行する横浜信用金庫との枠組みである。金融機関に対する貸出原資の預託や、貸倒れ時の金融機関への損失補償は行っていない。 2. 川崎市のケース:コミュニティ事業者への金融上の審査・融資を執行する中央労働金庫と並びにコミュニティビジネスの適合性・事業性の審査を行う川崎市の枠組みである。金融機関に対する貸出原資の預託は無い。貸倒れ時には、貸倒れ額の10%を労働金庫が川崎市へ請求、川崎市は貸倒れ額の70%を補助金の形で支払う。但し、設定枠の金額を上限とする。 3. 結論としては、信用保証協会がそれぞれの枠組みに入らないと、中小企業信用保険法では貸出金の80%を再保険で補填でき、20%を金融機関と行政機関の両者で負担するだけですが、革新的な融資制度を作りながら行政の財政を圧迫しているのが